

小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための アンケート調査にご協力をお願いします

本市では現在、将来的な人口減少に対応し、自主・自立によるまちづくりを推進していくため「小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に取り組んでおり、策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施いたします。

アンケート調査票が届いた方は、趣旨をご理解いただくとともに、アンケートにご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

【対象者】

平成27年7月31日(金)現在、小松島市内にお住まいの15歳から64歳までの方のうち、無作為に抽出した2,000人

【実施方法】

調査票を対象者の方あてに郵送します。ご記入後は、調査票を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、ご返送ください。

【回答期限】

平成27年9月11日(金)

【お問い合わせ先】

市秘書政策課地方創生・政策調整担当
(市役所3階)

☎32・2127 / FAX 33・4560

Mail:hishoseisaku@city.komatsushima.
tokushima.jp

戸籍住民課の窓口手続きのお知らせ

戸籍・住民票請求の際、
窓口での本人確認に
ご協力ください

戸籍住民課では、証明書の不正取得を防ぐため、戸籍や住民票などの証明書を交付請求される際、窓口で手続きされる方の本人確認を行っています。

【提示していただく本人確認書類】

- ◎運転免許証
- ◎写真付き住基カード
- ◎官公署が発行した顔写真付きの身分証明書など
(バスの優待券は含まれません)
- ※顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、介護保険証などを複数ご提示ください。



【代理人請求の場合】

代理人による請求の場合、委任状などの書面の提出により代理権限の確認および代理人の本人確認を行っています。委任状に不備があると証明書の交付ができません。

印鑑登録手続き

本人が申請する場合は、官公署が発行した顔写真付きの証明書(有効期限内のもの)と登録用の印鑑をご持参のうえ、戸籍住民課(市役所1階)へ申請してください。

なお、官公署が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、照会文書を郵送し、本人確認などを行うため、即日登録はできません。

※代理人が申請する場合は、委任状による本人の意思確認と照会文書の郵送による本人確認を行うため、即日登録はできません。

印鑑登録証明書が
必要なとき

印鑑登録証(カード)を必ず持参してください。印鑑登録証(カード)の提示がない場合は、登録印を持参していても証明書の交付はできません。

代理人が申請する場合は、印鑑登録証(カード)と代理人の認印を持参してください。申請時に登録者の住所・氏名・生年月日を記入していただくようになります。正確に記入できないときは交付できません。

【お問い合わせ先】

市戸籍住民課
(市役所1階①番窓口)
☎32・2112 / FAX
33・2234
Mail:kosekijumin@city.
komatsushima.tokushima.
jp